# 第5章 仮設トイレ等・し尿の処理

#### 第 | 節 し尿等の発生

災害時には、停電や断水、上下水道配管の損傷等により水洗トイレが使用できないおそれがあり、 携帯トイレや簡易トイレ、仮設トイレ(汲み取り、マンホール等)の利用が想定される。トイレの種 類によって収集運搬車両、処理方法が異なる。既存の処理施設が被災した場合、携帯トイレ等の処 理やし尿の処理を近隣市町村へ依頼することになるため、避難者数や発生原単位等からし尿の発生 量を推計する。なお、し尿の発生量の推計方法は巻末資料を参照のこと。

図表5-1 災害用トイレの種類

名称	説明
携帯トイレ	既存の様式便器につけて使用する便袋タイプ。吸水シートや凝固剤
	で水分を安定化させる。
簡易トイレ	段ボール等の組立て式便器に便袋をつけて使用する。吸水シートや
	凝固剤で水分を安定化させる。
仮設トイレ(汲み取り)	電気なしで使用できるものが多い。便槽に貯留する方式と、マンホー
	ルへ直結して流下させる方式がある。
仮設トイレ(マンホール)	下水道のマンホールや、下水道管に接続する排水設備上に、便器や仕
	切り施設等を設置する。

出典:「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(平成28年4月、内閣府)を元に一部加筆

#### 第2節 仮設トイレ等の設置

### (1) 災害時

#### 【避難所の開設状況の確認】

○ 災害廃棄物担当部局は、災害対策本部を通じて、各避難所の避難者数、各避難所のライフラインの被害状況、各避難所の仮設トイレ等の設置状況を確認する。また避難所周辺の仮設トイレ(マンホール)を設置可能なマンホールの被災状況を確認する。

# 【携帯トイレ・簡易トイレの使用】

○ 下水道の機能に支障が生じている場合で、あらかじめ備蓄している携帯トイレや簡易トイレ を使用する場合は、携帯トイレ等の排出場所や保管方法(フレコンバッグ等)を検討する。

### 【仮設トイレの設置】

- 避難所毎の避難者数に基づき、仮設トイレ(汲み取り)を設置・増設する。
- 避難者だけではなく、断水等により水洗トイレが使用できなくなった在宅住民も仮設トイレを利用することを考慮し、適正な数を設置する必要がある。
- 下水道が活用できる場合は、仮設トイレ(マンホール)の設置も検討する。仮設トイレ(マンホール)を利用する場合は、事前に下水道管理者に連絡を行う。

#### 【仮設トイレの管理】

○ 設置した仮設トイレ等を衛生的に管理するために、避難所運営や防疫活動に係る関係他部と 連携し、消臭剤・脱臭剤の確保、その他備品・消耗品(手指用の消毒液、ウェットティッシュ、トイレットペーパー)の確保、定期的な清掃等を実施する。

#### (2) 平時

- 関係他部局と協議・調整しながら、災害用トイレの備蓄を進める。仮設トイレ(汲み取り) については、高齢者や幼児が使いやすい洋式タイプや、車いす用のものも調達する。仮設ト イレのレンタル事業者と協定の締結等を進め、災害時に仮設トイレが不足しないよう備える。
- 避難所における仮設トイレ等の使用・管理ルール等については、避難所運営に携わる関係者 とあらかじめ協議・調整しておく。
- 発災後、早急に仮設トイレ等を設置し衛生的に管理できるよう、仮設トイレ等の設置手順、 使用方法・管理方法等を検討しておく。

# 図表5-2 災害用トイレの備蓄数

品目	数量
携帯トイレ	4,200 セット(I セット:5 回分)
簡易トイレ	3 台
仮設トイレ(汲み取り)	O 台
仮設トイレ(マンホール)	13基

出典:「糸魚川市ガス水道局」(令和2年4月、糸魚川市)

# 第3節 し尿等の収集運搬・処理

## (1) 災害時

## 【収集運搬体制の構築】

- 災害廃棄物担当部局は、携帯トイレ・簡易トイレやし尿の収集運搬体制を確立する。
- 携帯トイレ・簡易トイレは平ボディ車で収集運搬する。パッカー車での収集は巻き込み時に し尿の漏れが懸念されるため、使用を避ける。なお、携帯トイレ・簡易トイレを人力で積み 込めない場合は、クラム車等の必要な重機を確保する。
- し尿はバキューム車により収集運搬する。
- 委託業者、協定締結先の車両を確保しても必要台数を確保できない場合は、県へ広域の支援 要請を行う。支援要請に当たっては、支援を必要とする収集運搬車両の種類と台数、支援を 必要とする期間を連絡する。

#### 【作業計画の策定】

- し尿収集必要量を推計する。
- し尿収集必要量及び避難所の設置数・場所に基づき、収集ルートを決定し、作業計画を検討 する。
- 作業時間は、確保できた人員、車両及び道路状況等により、平時よりも時間を要することを 想定した計画とする。

### 【バキューム車による収集運搬の実施、処理先への搬入】

- 作業計画に基づき収集運搬を行う。
- バキューム車で収集したし尿はし尿処理施設で処理する。
- し尿処理施設が操業再開しておらず、下水処理施設が稼働している場合には、下水道部局と 廃棄物部局で速やかに調整する。

○ し尿処理施設及び下水処理施設でも処理できない場合については、県及び近隣市町村へ支援 要請を行う。

# 【携帯トイレ・簡易トイレの収集運搬の実施、処理先への搬入】

- 作業計画に基づき収集運搬を行う。
- 平ボディ車で収集した携帯トイレ・簡易トイレは、必要に応じて試験焼却を行い、焼却施設 で焼却処理する。
- 焼却施設が操業再開しておらず、処理できない場合等については、県及び近隣市町村へ支援 要請を行う。

# (2) 平時

- 避難所の数及び場所を把握しておく。
- 収集運搬車両の台数、委託先等の情報を整理し、収集運搬車両の調達方法を確認しておく。
- 災害時における収集運搬業者・処理先への連絡方法を確認しておく。災害時は、避難所の開設・閉鎖、避難者数、道路被害・復旧状況等が日々変化するため、収集運搬業者と頻繁に連絡をとる必要があることから、災害時における連絡方法を決定しておく。

# 図表5-3 し尿等の収集運搬車両の台数(令和2年4月時点)

単位:台

車両		使用燃料	委託・許可
し尿収集車(バキューム車)	7.0kl	軽油	2
	4.0kl	軽油	3
	3.0kl	軽油	I
	2.0kl	軽油	I
平ボディ車(ユニック付)	4.0トン	軽油	I

# 図表5-4 し尿等の収集運搬・処理に係る関係者の連絡先

項目	名称	部署名	連絡先
県内連携	新潟県	県民生活・環境部廃棄物対策課	025-285-5511
し尿処理	糸魚川市清掃センター	環境生活課 衛生施設係	025-552-1511
	し尿処理施設		
収集·運搬	新潟県	県民生活・環境部廃棄物対策課	025-285-5511
	環境整備事業協同組合		
浄化槽復旧	一般社団法人	県民生活・環境部廃棄物対策課	025-285-5511
	新潟県浄化槽整備協会		

# 第6章 災害廃棄物の処理

### 第 | 節 被災者や災害ボランティアへの周知・広報

災害時におけるごみの排出、収集・運搬方法、仮置場の開設・閉鎖、処理施設の稼動状況等、被災者(外国人を含む)や災害ボランティア、事業者が必要とする情報について、様々な媒体を活用して 積極的に周知・広報を行う。

また、市民や災害ボランティア、事業者が災害時の廃棄物やその処理に関して知識を醸成できるよう、平時より積極的に普及啓発を行う。

### (1) 災害時

- 被災地における生活環境の保全、適正かつ円滑・迅速な災害時の廃棄物処理の推進のため、 市民や災害ボランティア、事業者に対して効率的に情報伝達が行えるよう、関係他部局(総 務部)と協議の上、様々な媒体を活用して周知・広報を行う。
- 水害時は、浸水被害により自宅内の通信機器が全て使えない状況に陥る市民がいることも想定し、ホームページによる広報だけではなく、避難所への掲示やちらし配布等も行う。

# 図表6-1 情報提供を行う媒体と情報の内容(例)

情報提供の媒体(例)	情報の内容	
・ホームページ	・生ごみ、資源ごみ等の収集日・収集回数の変更	
・広報誌	・市民が搬入できる仮置場の場所、排出可能時間・期間	
・安心・安全メール	・災害廃棄物の分別の必要性、分別方法、分別の種類、搬入可能物	
・市設掲示板	・家電4品目の排出方法	
・回覧板	・家庭用ガスボンベ、スプレー缶等の危険物やアスベスト、PCB	
・ケーブルテレビ	含有機器等の有害廃棄物の取扱方法	
・行政防災無線	・不法投棄、野焼き等の不適正処理禁止	
・広報車	・便乗ごみの排出禁止	
・公式 LINE 等	・損壊家屋の撤去等に係る申請手続き	
	・災害廃棄物に関する問合せ窓口	
	・災害ボランティア支援依頼窓口	
	・ごみ出しが困難な身体障害者、高齢者への支援方法	

### (2) 平時

○ 災害時においても野焼き、不法投棄は違法行為に当たること、不適正な排出が適正かつ円滑・ 迅速な処理に支障をきたし、災害時の廃棄物処理の遅れにつながること等について、平時から市民・災害ボランティア・事業者に啓発しておくとともに、発災時に広報する内容の詳細 や広報の手段等について検討・準備を進める。

# 第2節 災害廃棄物等の発生量の推計

# (1) 災害時

【災害廃棄物発生量の推計のための被害情報の把握】

- 建物の全壊・半壊棟数等の被害情報を把握する。
- 県や専門機関から提供される情報を活用する。

# 【災害廃棄物の発生量の推計方法】

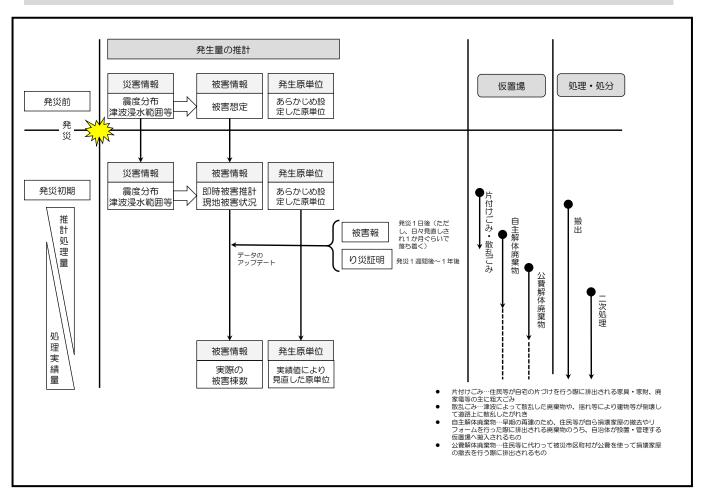
○ 被害情報(建物の被害棟数)と災害廃棄物の発生原単位、種類別割合を用いて発生量を推計する。

災害廃棄物の発生量=被害情報(建物の被害棟数)×発生原単位×種類別割合

# 【災害廃棄物の発生量の見直し】

- 災害廃棄物の発生量は、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を進めるうえでの基礎的な 資料となり、災害の種類やタイミングに応じて推計方法を選択、活用することが重要である。
- 図表6-2では発災前と発災後のフェーズで災害廃棄物の発生量を算定する際に活用ができるデータを整理している。建物の被害棟数の情報は、時間の経過とともに変わる。台貫(トラックスケール)での計量、仮置場内の測量等による実績値を用いて、発生量を見直す。

# 図表6-2 災害フェーズに応じた災害廃棄物の発生量の推計



# (2) 平時

○ 被害想定に基づき災害廃棄物等の発生量を推計する。内陸の地震(直下型地震)に伴う災害廃棄物等の発生量は、図表 I - 8に示したとおりである。なお、発生量の推計方法、発生原単位及び種類別割合は巻末資料を参照のこと。

# 第3節 片付けごみの回収

### (1) 災害時

### 【片付けごみの回収戦略】

- 災害の種類によって片付けごみの排出時期は異なるが、水害の場合は水が引いた直後からす ぐに自宅の片付けが開始されることから、すぐに片付けごみが排出される。
- 片付けごみは本市が設置・管理する仮置場へ市民にできるだけ搬入してもらうものとし、発 災直後から仮置場を設置する。片付けごみのステーション回収は行わない。
- ごみ出しができない高齢者等の災害弱者に対しては、災害ボランティアによる支援や状況に 応じて本市による戸別回収を検討する。

# 【仮置場の設置】

○ 次節の「第4節 仮置場」を参照のこと。

# 【収集運搬車両の確保】

- ごみ出しができない高齢者等の災害弱者等が排出する片付けごみを回収するための車両を確保する。
- 仮置場が逼迫し、万一、身近な空地や道路脇等に片付けごみが自然発生的に集積された無人の集積所(いわゆる勝手仮置場)が発生した場合は、これを回収するための車両の確保を行う。勝手仮置場では片付けごみが混合状態になっていることを前提とすることが必要であり、回転式のパッカー車では回収が難しいため、プレス式のパッカー車や平ボディ車を準備する。
- 準備する車両は、大型車の方が運搬効率は良いが、小型車でないと通行できない道路もある ため、勝手仮置場の設置場所に応じた大きさの車両を確保する。
- 収集運搬車両等が不足する場合は、近隣市町村や県、D. Waste-Net への広域支援要請、関東地域ブロックにおける災害廃棄物対策行動計画の枠組みや既存協定等に基づき、収集運搬車両と人員に係る支援要請を行う。支援要請に当たっては、支援を必要とする収集運搬車両の種類と台数、支援を必要とする期間を連絡する。

# 【収集運搬ルートの決定】

○ 道路の被災状況や交通渋滞を考慮した効率的な収集運搬ルートを決定する。ルートの検討に 当たっては、支援者を交えた調整を行う。

### (2) 平時

#### 【収集運搬車両の確保・連絡体制】

- 本市及び事業者が所有する収集運搬車両の台数を把握する。パッカー車だけではなく、平ボ ディ車の台数も把握する。
- 収集運搬に係る連絡体制について、関係者の連絡先一覧を作成し、随時更新・共有する。

# 図表6-3 片付けごみの収集運搬車両の台数(令和2年4月時点)

単位:台

車両		使用燃料	委託・許可
パッカー車(回転式)	4トン車	軽油	1
	5トン車	軽油	1
	7トン車	軽油	1

		T	
パッカー車(プレス式)	2トン車	軽油	1
	3トン車	軽油	1
	4トン車	軽油	6
	7トン車	軽油	15
パッカー車(リサイクルボディ)	4トン車	軽油	1
平ボディ車	1.5トン車	軽油	2
	2トン車	軽油	3
	4トン車	軽油	I
	7トン車	軽油	2

図表6-4 片付けごみの収集運搬・処理、仮置場の設置・管理・運営に係る関係者の連絡先

項目	名称	部署名	連絡先
県内連携	新潟県	県民生活・環境部廃棄物対策課	025-285-5511
処理	糸魚川市清掃センター	環境生活課 衛生施設係	025-552-1511
	糸魚川市建設業協会	事務局(後藤組(R3)025-552-582	0)
収集運搬	一般社団法人	県民生活・環境部廃棄物対策課	025-285-5511
	新潟県産業資源循環協会		
	D.Waste-Net	県民生活・環境部廃棄物対策課	025-285-5511
仮置場設置・	一般社団法人	県民生活・環境部廃棄物対策課	025-285-5511
管理・運営	新潟県産業資源循環協会		
解体·撤去	一般社団法人	県民生活・環境部廃棄物対策課	025-285-5511
	新潟県解体工事業協会		

### 第4節 仮置場

災害廃棄物の処理の準備が整うまでの間、仮置場で適正に廃棄物を保管する。仮置場での廃棄物の保管に当たっては、その後の処理に影響を来たさないよう、廃棄物の種類毎に分別仮置き・保管する。

### (1) 災害時

#### 【一次仮置場の選定】

- 平時に選定した仮置場の候補地の中から被害状況を踏まえて一次仮置場を選定する。選定に 当たっては実際に使用できるか、現地確認を行う。
- 候補地は、緊急のヘリポートや応急仮設住宅等の候補地となっている可能性があるため、関係他課に使用状況を確認し、必要に応じて調整・協議して確保する。
- 仮置場の近隣住民に対して、仮置場の必要性を説明して設置する。一次仮置場は、一定の期間(少なくとも数ヶ月間)設置されることも合わせて説明し、理解を得た上で設置する。

### 【一次仮置場の設置】

- 図表6-5に示す配置計画を検討する際のポイントに留意して一次仮置場を設置する。
- 一次仮置場に必要な資機材を巻末資料に示す。

#### 【出入口】

- ・ 出入口には門扉等を設置する。門扉を設置できない時は、夜間に不法投棄されないよう、重機 で出入口を塞いだり、警備員を配置する。
- ・ 損壊家屋の撤去等に伴い発生した災害廃棄物を搬入する場合、その搬入量や搬出量を記録する ため、出入口に計量器(簡易なものでよい)を設置する。なお、簡易計量器は片付けごみの搬 入量・搬出量の管理にも活用可能であるが、住民による搬入時には渋滞等の発生の原因になる ことから、計量は必須ではない(省略できる)。仮置場の状況や周辺の道路環境を踏まえ判断す る必要がある。

## 【動線】

・搬入・搬出する運搬車両の動線を考慮する。左折での出入りとし、場内は一方通行とする。そのため、動線は右回り(時計回り)とするのがよい。場内道路幅は、搬入車両と搬出用の大型車両の通行が円滑にできるよう配慮する。

### 【地盤対策】

- ・ 仮置場の地面について、特に土(農地を含む)の上に仮置きする場合、建設機械の移動や作業 が行いやすいよう必要最低限の鉄板を手当する。
- ・ 仮置き前に土壌の採取を行い、必要に応じて分析できるようにしておく。

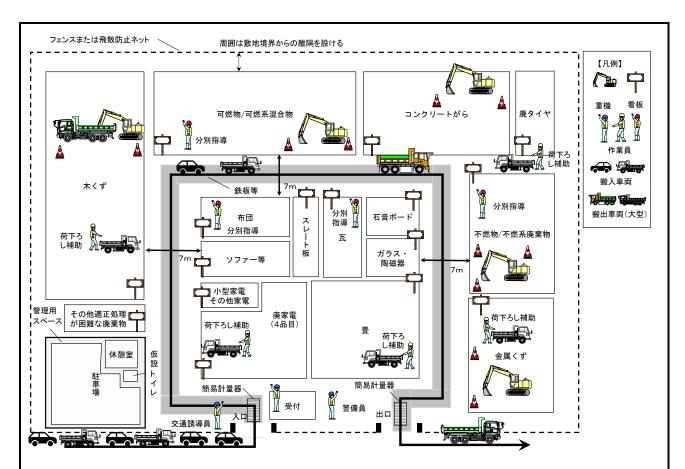
# 【災害廃棄物の配置】

- ・ 災害廃棄物は分別して保管する。
- ・災害廃棄物の発生量や比重を考慮し、木材等の体積が大きいもの、発生量が多いものはあらか じめ広めの面積を確保しておく。地震と水害では、発生量が多くなる災害廃棄物の種類は異な ることから、災害の種類に応じて廃棄物毎の面積を設定する。
- ・ 災害廃棄物の搬入・搬出車両の通行を妨害しないよう、搬入量が多くなる災害廃棄物(例:可燃物/可燃系混合物等)は出入口近傍に配置するのではなく、仮置場の出入口から離れた場所へ配置する。
- ・ 搬入量が多く、大型車両での搬出を頻繁に行う必要がある品目については、大型車両への積み 込みスペースを確保する。
- ・スレート板や石膏ボードにはアスベストが含まれる場合もあるため、他の廃棄物と混合状態に ならないよう離して仮置きする。また、スレート板と石膏ボードが混合状態にならないよう離 して仮置きする。またシートで覆うなどの飛散防止策を講じる。
- ・ PCB 及びアスベスト、その他の有害・危険物、その他適正処理が困難な廃棄物が搬入された場合には、他の災害廃棄物と混合しないよう、離して保管する。
- ・ 万一、灯油等の可燃性の危険物が持ち込まれた場合には、燃えやすいものの近くには保管せず、 管理がしやすい見えやすい場所に保管する。
- 時間の経過とともに、搬入量等の状況に応じて、仮置場のレイアウトを変更する。

#### 【その他】

- ・ 市街地の仮置場には、災害廃棄物処理事業の対象ではない「便乗ごみ」が排出されやすいため、 受付時の被災者の確認、積荷チェック、周囲へのフェンスの設置、出入口への警備員の配置な ど防止策をとる。フェンスは出入口を限定する効果により不法投棄を防止することに加え、周 辺への騒音・振動等の環境影響の防止や目隠しの効果が期待できるものもある。
- ・ 木材、がれき類等が大量で、一次仮置場で破砕したほうが二次仮置場へ運搬して破砕するより も効率的である場合には、一次仮置場に破砕機を設置することを検討する。

出典:「仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項」(災害廃棄物対策指針 技術資料 技 18-3) を元に一部加筆・修正



※上図は、面積が | ヘクタール程度の一次仮置場を想定したものであり、水害の場合で発災から | ~2ヶ月程度経過した時点を想定したものである。

場内道路の幅員は災害廃棄物の搬入車両と搬出用の大型車両の通行も考慮し設定する。

面積が狭い場合は、品目を限定して複数の仮置場を運用してもよい。

可能であれば品目毎に I 名の分別指導員を配置するのが望ましいが、配置が困難な場合は複数 の品目を兼務したり、分別指導と荷下ろし補助を兼務させる等の対応が必要である。

地震災害の場合、上記に示した廃タイヤや布団、ソファー、畳等は便乗ごみとして排出される 可能性があるため、配置計画に当たってはこれらを除外することを含めた検討が必要であり、 それは災害毎に必要であることに留意する。

出典:「仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項」(災害廃棄物対策指針 技術資料 技 18-3)

#### 【人員の確保】

- 仮置場の管理・運営のため、受付、車両の誘導及び災害廃棄物の荷下し補助、分別指導等を行うための職員を配置する。災害廃棄物の搬入量が多い時期には、少なくとも I つの仮置場で IO 名以上(交代要員を含む)の人数が必要となるため、庁内の人員だけで対応できない場合 は、支援を要請して人員を確保する。支援が行われるまでは庁内の人員だけで仮置場の管理・運営を行う。
- 被災者の確認や搬入物が災害廃棄物であるかどうかの積荷チェック等、責任を伴う事項については本市の職員が対応に当たる。そのため少なくとも | 名は本市の職員を配置する。

図表6-7 仮置場の管理・運営に関する人員確保の方法

支援要請先	部署名	連絡先	備考
本市災害対策本部	消防本部・全部署	025-552-1511	庁内他部局からの支援
新潟県	県民生活・環境部廃	025-285-5511	新潟県災害廃棄物等の処
	棄物対策課		理に係る相互応援に関す
			る協定に基づく支援要請
一般社団法人新潟県産業資	県民生活・環境部廃	025-285-5511	災害廃棄物の処理に関す
源循環協会	棄物対策課		る応援協定に基づく支援
			要請
環境省関東地方環境事務所	廃棄物・リサイクル	048-600-0516	関東ブロック行動計画を
	対策課		活用した支援要請
_災害時相互応援協定	長野県塩尻市	025-552-0119	協定に基づく支援要請
上越地方市町村連絡協議会	上越市長、十日町市	025-552-0119	協定に基づく支援要請
災害時相互応援協定	長、妙高市長		
新潟県災害廃棄物等の処理	新潟県及び県内市町	025-280-5160	協定に基づく支援要請
に係る相互応援に関する協	村		
定書			
相互発展に向けた連携に関	千代田区	025-552-0119	協定に基づく支援要請
する協定			
大規模災害時における(チー	チームにいがた	025-552-0119	協定に基づく支援要請
ムにいがた) による相互応援			
等に関する協定書			
災害時における応急対策に	糸魚川市建設業協会	025-552-0119	協定に基づく支援要請
関する協定書			
災害時における応急対策に	能生建設業協会	025-552-0119	協定に基づく支援要請
関する協定書			
災害時における応急対策に	青海地区建設業協会	025-552-0119	協定に基づく支援要請
関する協定書			

# 【分別の徹底、一次仮置場の管理】

- 災害廃棄物の分別の徹底は極めて重要であることから、市民や災害ボランティアに対して分別の必要性と分別方法を初動時に周知・広報して協力を得る。ただし、仮置場の管理に災害ボランティアを活用することは避ける。
- 仮置場内の配置が分かりやすいよう、配置図をホームページ等で事前配布又は入口で配布する。
- 仮置場内の分別品目毎の看板を作成し、設置する。
- 仮置場での受付時間は9~17時(12~13時は昼休憩)までを基本とし、季節に応じて適切な時間を設定する。発災から2週間は休み(受入停止)を設定しないが、2週間後以降は、毎週水曜日は休みとして、仮置場の整理・整頓を行う。

# 図表6-8 仮置場の管理方法

災害廃棄物の積み	○ 職員を配置して受付時の被災者の確認、積荷チェック、分別指導や荷下ろ
上げ・スペースの	し補助、警備を行う。
確保・整理整頓	│ ○ 廃棄物をショベルローダーやバックホウで 5m 程度まで積み上げる。
	│ ○ 可燃系混合物は、必要に応じてバックホウのアタッチメント(アイアンク
	ローなど)で粗破砕する。
作業員の安全管理	│ ○ 作業員は、防塵マスク、ヘルメット、安全靴、手袋、長袖を着用する。
仮置場の監視	│ ○ 被災者以外からの災害廃棄物の搬入を防止するため、被災者の身分証や搬
	入申請書等を確認して搬入を認める。
	│ ○ 生ごみや危険物等の不適切な廃棄物の搬入を防止するため、仮置場の入口 │   は毎冊ままる開場
	に管理者を配置し、確認・説明を行う。
	○ 仮置場の受入時間を設定し、時間外は仮置場の入口を閉鎖する。
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	○ 夜間の不適切な搬入や安全確認のため、パトロールを実施する。
災害廃棄物の数量	○日々の搬入・搬出管理(計量と記録)を行う。停電や機器不足により台貫等
管理	による計量が困難な場合は、搬入・搬出台数や集積した災害廃棄物の面積・
	高さを把握することで、仮置場で管理している廃棄物量とその出入りを把
	握する。
飛散防止策	│ ○ 粉じんの飛散を防ぐため、散水を適宜実施する。
	│ ○ ごみの飛散防止のため、覆い(ブルーシート等)をする。
	○ 仮置場の周辺への飛散防止のため、ネット・フェンス等を設置する。
漏水対策	│ ○ 廃棄物からの漏水、凍結による漏水対策として、必要最低限の敷鉄板の敷
	設やブルーシート等で直接土壌に排出されないように考慮する。
	│ ○ 排水勾配を確保した仮置場のかさ上げや仮排水構造物等敷設で仮置場内の
	排水を行うことが望ましい。
火災防止対策	│ ○ 可燃物/可燃系混合物は、積み上げは高さ 5m 以下、災害廃棄物の山の設置
	面積を 200 m <sup>2</sup> 以下、災害廃棄物の山と山との離間距離は 2m 以上とする。
	the formal is the desired to the control of
	消火活動や延焼防止のため 離間距離を2m以上確保 発火や温度上昇を
	防止するため
	大(ず等 ) 二种特殊   □
	木ぐず等 可燃物等 一芸 監
	出典:「仮置場の可燃性廃棄物の火災予防(第二報)」(震災対応ネットワーク(廃棄物・し尿
	等分野)、国立環境研究所)
	○ 災害廃棄物の堆積物の温度測定や切り替えしによる放熱を行う。
臭気・衛生対策	○ 腐敗性廃棄物は長期保管を避け、優先的に焼却等の処理を行う。
	○ 殺虫剤等薬剤の散布を行う。
環境モニタリング	○ 必要に応じて仮置場周辺での大気、騒音・振動、悪臭、水質等の環境モニタリング
	を実施する。

## 【処理先への搬出】

○ 処理先へ搬出できるものは順次搬出して処理を行い、仮置場の空きスペースを確保する。

#### 【一次仮置場の原状復旧、返却】

○ 仮置場の復旧は、原状回復が基本であるが、土地所有者等との返却時のルール等がある場合は、それらに基づき実施し、土地所有者へ返還する。詳細な返却ルールが決まっていない場合は、返却前に土地所有者等と協議し、地面の表面に残った残留物の除去や土壌の漉き取り・客土、必要に応じた土壌分析等を行う。

# 【二次仮置場の設置・運営・管理】

- 災害廃棄物を処理処分先・再資源化先に搬出するまでの中間処理が一次仮置場において完結しない場合は、さらに破砕、細選別、焼却等の中間処理を行うとともに、処理後物を一時的に集積、保管するために二次仮置場を設置する。
- 二次仮置場では高度な中間処理が必要となることから、二次仮置場の設置・管理・運営は、技術を有する事業者に業務委託する。

#### (2) 平時

- 被害想定により推計した災害廃棄物の発生量を基に、一次仮置場の必要面積を推計すると、 必要な一次仮置場は「内陸の地震(直下型地震)」の場合で約 6.8 ヘクタールとなる。一次仮 置場の必要面積の算定方法は巻末資料を参照のこと。
- 仮置場の必要面積を考慮し、市内で偏りが生じないよう、可能な限り地域毎に仮置場の候補地を選定しておく。なお、二次仮置場については、一次仮置場よりも広い面積の候補地を選定しておく。仮置場の候補地の選定に当たってのチェック項目は図表6-9に示すとおりである。
- 選定した仮置場の候補地はリストとして整理しておく。

# 図表6-9 仮置場の候補地の選定に当たってのチェック項目

項目    条件		条件	理由
所有者		○ 公有地が望ましい(市有地、県有地、	○ 災害時には迅速な仮置場の確保が
		国有地)が望ましい。	必要であるため。
		○ 地域住民との関係性が良好である。	
		○ (民有地の場合)地権者の数が少な	
		<b>،</b> ۱	
面	一次仮置場	○ 広いほどよい。(3,000m²は必要)	○ 適正な分別のため。
積			
	二次仮置場	○ 広いほどよい。(I0ha 以上が好適)	○ 仮設処理施設等を設置する場合が
	一次似直场		あるため。
平時	寺の土地利用	○ 農地、校庭、海水浴場等は避けたほ	○原状復旧の負担が大きくなるた
		うがよい。	め。
他用途での利用		○ 応急仮設住宅、避難場所、ヘリコプ	○ 当該機能として利用されている時
		ター発着場等に指定されていない	期は、仮置場として利用できない
		ほうがよい。	ため。

項目	条件	理由
望ましいインフ	○ 使用水、飲料水を確保できること。	○火災が発生した場合の対応のた
ラ(設備)	(貯水槽で可)	め。
		○ 粉じん対策、夏場における熱中症
		対策のため。
	○ 電力が確保できること。(発電設備	○仮設処理施設等の電力確保のた
,	による対応も可)	め。
土地利用規制	○ 諸法令(自然公園法、文化財保護法、	○ 手続、確認に時間を要するため。
	土壌汚染対策法等)による土地利用	
	の規制がない。	
土地基盤の状況	○ 舗装されているほうがよい。	○ 土壌汚染、ぬかるみ等の防止のた
	○水はけの悪い場所は避けたほうが	め。
	よい。	
	○ 地盤が硬いほうがよい。	○ 地盤沈下が発生しやすいため。
	○ 暗渠排水管が存在しないほうがよ	○ 災害廃棄物の重量で暗渠排水管を
	١١.	破損する可能性があるため。
	○ 河川敷は避けたほうがよい。	│ ○ 集中豪雨や台風等増水の影響を避
		けるため。
		│ ○ 災害廃棄物に触れた水が河川等へ
		流出することを防ぐため。
地形・地勢	│ ○ 平坦な土地がよい。起伏が少ない土	○ 廃棄物の崩落を防ぐため。
	地がよい。	○ 車両の切り返し、仮置場のレイア
		ウトの変更が難しいため。
	○ 敷地内に障害物(構造物や樹木等)	│ ○ 迅速な仮置場の整備のため。 │
	が少ないほうがよい。	○ / C = 10 C = T = 1 C
土地の形状	○変則形状でないほうがよい。	○仮置場の配置計画が難しいため。
道路状況	│○ 前面道路の交通量は少ない方がよ	□○災害廃棄物の搬入・搬出は交通渋
	\`.	滞を引き起こすことが多く、渋滞
		による影響がその他の方面に及ば
	<u> </u>   ○ 前面道路は幅員 6.0m 以上がよい。	ないようにするため。
	○ 削固道路は幅頁 0.000 以上がよい。   二車線以上がよい。	│ ○ 大型車両の相互通行のため。 │
搬入・搬出ルー	<ul><li>一里稼込工がよい。</li><li>○ 車両の出入口を確保できること。</li></ul>	   ○ 災害廃棄物の搬入・搬出のため。
版へ・版エルート	<ul><li>○ 単画の五人口を確休しさること。</li><li>○ 搬入・搬出の間口は 9.0 m以上がよ</li></ul>	○ 火舌廃棄物の版入・版面のため。 ○ 大型車両の交互通行のため。
ľ	○	〇 八至年岡の天五翅11の/Cの。 
 輸送ルート	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	│ │ ○ 広域輸送を行う際に効率的に災害
平明4277	輸送道路、鉄道貨物駅、港湾(積出基	○ 公域輸送を打り除に効率的に災害   廃棄物を輸送するため。
	地)に近いほうがよい。	/元本1/4 6 +間心 1 つんは/0
 周辺環境	○ 住宅密集地でないこと、病院、福祉	   ○ 粉じん、騒音、振動等による住民
,-J~	施設、学校に隣接していないほうが	生活への影響を防止するため。
	よい。	<u> </u>
	○ 公業活動や農林水産業、住民の生業	
	の妨げにならない場所がよい。	
		<u> </u>

項目	条件	理由
	○ 高速道路や鉄道路線に近接してい	○ 火災発生時の高速道路や鉄道への
	ないほうがよい。	影響を防ぐため。
被害の有無	○ 各種災害(津波、洪水、液状化、土	○ 二次災害の発生を防ぐため。
	石流等) の被災エリアでないほうが	
	よい。	
その他	○ 道路啓開の優先順位を考慮する。	○ 早期に復旧される運搬ルートを活
		用するため。

出典:「仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項」(災害廃棄物対策指針 技術資料 技 18-3)に基づき作成

# 図表 6-10 仮置場の候補地リスト

番号	地域	名称	所管	敷地面積(㎡)	有効面積(m²)	他の用途指定
1	能生	布引グラウンド	生涯学習課	16,128	9,900	ヘリコプター発着場
2	能生	能生球場	生涯学習課	24, 200	12,300	
3	能生	磯部海浜広場	生涯学習課	6,500	4,400	ヘリコプター発着場
4	糸魚川	西海農村公園	生涯学習課	10,440	10,000	ヘリコプター発着場
5	糸魚川	上早川農村公園	農林水産課	23, 247	9,655	ヘリコプター発着場
6	糸魚川	美山多目的グラウンド	生涯学習課	8,117	6,900	
7	糸魚川	美山球場	生涯学習課	17,000	10,000	
8	糸魚川	美山公園駐車場 第一·第二駐車場 考古館駐車場	生涯学習課文化振興課	8,600	6,100	ヘリコプター発着場
9	糸魚川	下早川運動広場	生涯学習課	15,533	9,000	ヘリコプター発着場 付近指定避難場所有
10	糸魚川	小滝運動広場	生涯学習課	9,528	4,500	ヘリコプター発着場 付近指定避難場所有
11	糸魚川	今井運動広場	生涯学習課	5,492	4,600	ヘリコプター発着場 指定緊急避難場所
12	糸魚川	上早川運動広場	生涯学習課	5,900	4,200	ヘリコプター発着場 付近指定避難場所有
13	糸魚川	浦本運動広場	生涯学習課	6,400	5,000	付近指定避難場所有
14	糸魚川	奴奈川公園	建設課	9,142	3,700	指定緊急避難場所
15	青海	青海総合グラウンド	生涯学習課	10,110	8,400	ヘリコプター発着場 付近指定避難場所有
16	青海	須沢公園	建設課	6,000	2,900	
17	青海	角地公園	建設課	4,000	2,800	指定緊急避難場所
		合計		186, 337	114,355	_

# 図表6-|| 一次仮置場の設置・管理・運営に必要な資機材

区分	主な資機材リスト	用途	必須	必要に 応じて
設	敷鉄板、砂利	大型車両の走行、ぬかるみ防止		0
置	出入口ゲート、チェー	保安対策(進入防止)、不法投棄・盗難	0	
	ン、南京錠	等の防止		
	案内板、立て看板、場内	運搬車両の誘導、災害廃棄物の分別区	0	
	配置図、告知看板	分の表示、お知らせ・注意事項の表示		
		等		
	コーン標識、ロープ	仮置き区域の明示、重機の可動範囲・		0
		立ち入り禁止区域の明示等の安全対		
		策		
	受付	搬入受付	0	_
処	フォーク付のバックホ	災害廃棄物の粗分別、粗破砕、積み上	0	
理	ウ等	げ、搬出車両の積み込み		
	移動式破砕機	災害廃棄物の破砕		0
	運搬車両(パッカー車、	災害廃棄物の搬入・搬出	0	
	平ボディ車、大型ダン			
	プ、アームロール車等)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0	
作業	保護マスク、めがね、手 袋、安全(長)靴、耳栓	安全対策、アスベスト吸引防止 	O	
未員	休憩小屋(プレハブ等)、	職員のための休憩スペース、トイレ		0
只	が思い屋(プレバブ等人 仮設トイレ	「		O
	クーラーボックス	職員の休憩時の飲料水の保管		0
管	簡易計量器	災害廃棄物の搬入・搬出時の計量		0
理	シート	土壌汚染の防止、飛散防止		0
	仮囲い	飛散防止、保安対策、不法投棄・盗難		0
		防止、騒音低減、景観への配慮		
	飛散防止ネット	飛散防止		0
	防塵ネット	粉じんの飛散防止		0
	タイヤ洗浄設備、散水設	粉じんの飛散防止		$\circ$
	備・散水車			
	発電機	電灯や投光機、水噴霧のための電力確		0
		保、職員の休憩スペースにおける冷暖		
		房の稼働用		
	消臭剤	臭気対策		0
	殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤	害虫対策、害獣対策		0
	放熱管、温度計、消火器、	火災発生防止(堆積物内部の放熱・温		0
	防火水槽	度・一酸化炭素濃度の測定)		
	掃除用具	仮置場その周辺の掃除(美観の保全)		0

# 【設置】

·敷鉄板、砂利

重機での作業や大型車両が走行できるよう、またぬかるみを防止するため、敷鉄板や砂利等を 敷設する。

・出入口ゲート、チェーン、南京錠

保安対策(侵入防止)、不法投棄の防止、盗難防止を目的に、仮置場出入口にゲートを設け、 人や車両の出入りを管理する。夜間はゲートを閉め施錠する。

・案内板、立て看板、場内配置図、告知看板

運搬車両の誘導、災害廃棄物の分別区分、場内の配置及びお知らせ、注意事項などを表示する ため、案内板や立て看板、場内配置図、告知看板を設置する。

・コーン標識、ロープ

廃棄物を種類別に仮置きする区域及び車路等を示す。また仮置場での事故防止のため、重機の 稼動範囲をコーンで囲うなど、立ち入り禁止区域を設けて、安全管理を徹底する。

・受付(受付用紙等の備品を含む)

住民等が一次仮置場へ災害廃棄物を搬入する際に受け付けるための設備。簡易なテントを設置する場合や、スペースの状況によっては受付職員を配置するのみの場合もある。受付を効率的に行える形式とする。

# 【処理】

・フォーク付のバックホウ等

廃棄物の粗分別や粗破砕、積み上げ、搬出車両へ積み込み等を行う。

・移動式破砕機

処理先の要望に応じて、木くずやコンクリートがら等を一定の大きさに破砕する。一次仮置場 に設置したほうが効率的・処理しやすい場合等、必要に応じて設置する。

· 運搬車両

(パッカー車、平ボディ車、大型ダンプ、アームロール車等)

仮置場へ災害廃棄物を搬入する。

処理先へ災害廃棄物を搬出する。

アームロール車は荷台をコンテナ替わりに使うことも可能である。

# 【作業員】

・保護マスク、めがね、手袋、安全(長)靴、耳栓

仮置場の作業員は、アスベスト吸引防止のための保護マスク(国家検定合格品)や、安全対策 (有害廃棄物、危険物対策、騒音対策)としてめがね、手袋、安全(長)靴(踏み抜き防止)、 耳栓(必要に応じて)を装着して作業を行う。

・休憩小屋(プレハブ等)、仮設トイレ

一次仮置場へ配置された職員や作業員が昼食をとったり休憩するためのスペース。一次仮置場 の近傍にトイレがない場合は、仮設トイレを設置する必要がある。仮置場の規模等を勘案し、 必要に応じて設置する。

・クーラーボックス

休憩時の飲料水を保管するため、必要に応じて準備する。

# 【管理】

· 簡易計量器

災害廃棄物の受入、選別後物の搬出時に計量を行うための設備。一次仮置場に設置したほうが 管理しやすい場合等、必要に応じて設置する。

・シート

有害廃棄物や危険物等の保管場所の土壌汚染を防止するため、シートを設置してから廃棄物を 仮置きする。また、降雨により内容物が漏出する懸念があるものについては、ブルーシート等 で覆う(可能ならば倉庫等に収容)等の対策を行う。また強風等による飛散防止にも活用でき る。

・仮囲い

廃棄物の飛散防止や保安対策(外部からの侵入防止)、不法投棄や盗難防止のため、敷地の周囲に設置する。必要に応じて、仮囲い上部に防塵ネットを設置する。人家等に近接する場合には、騒音の低減や景観に配慮する。

・飛散防止ネット

廃棄物の飛散防止を目的に設置する。

・防塵ネット

廃棄物の飛散防止や粉じん対策として設置する。

・タイヤ洗浄設備、散水設備、・散水車

処理施設から場外への粉じんの飛散防止、運搬車両からの粉じんの飛散防止対策として、運搬車両のタイヤに付着した土を洗い流すための洗浄設備を設置する。また搬出入道路や場内道路に散水したり、ロードスイーパー等により清掃する。

・発雷機

電気が通っていない場所に仮置場を設置する場合、電灯や投光機、水噴霧の電力を確保するため、必要に応じて設置する。また休憩スペースにおける冷暖房の稼動用(猛暑・寒波対策)に必要に応じて設置する。

・消臭剤

臭気対策として、悪臭の発生源に対して消臭剤を散布する。

・殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤

害虫として、必要に応じて害虫の発生する箇所に殺虫剤、防虫剤を散布する。

また害獣対策として、必要に応じてねずみ駆除を実施する。

・放熱管、温度計、消火器、防火水槽

堆積物内部の放熱のため放熱管を設置したり、可燃物内の温度や一酸化炭素濃度の測定を行う ことで、廃棄物の火災を防止する。また万一、火災が発生した場合に備え、消火器や防火水槽 を設置する。

·掃除用具

仮置場及びその周辺の美観の保全を目的に、準備した掃除用具で掃除する。

# 第5節 処理・処分

災害廃棄物は、種類や性状に応じて破砕・選別や焼却等の中間処理を行い、再生利用、最終処分を行う。可能な限り既存の廃棄物処理施設で処理し、本市内で処理しきれない場合には、県内市町村の支援による処理及び県内の事業者による処理を行う。

処理方法や処理業務の発注については、生活環境に支障が生じないよう廃棄物処理法等の関連 法令に従い、適正に処理することを基本とし、再生利用の推進と最終処分量の削減、処理のスピー ド及び費用の点を含めて総合的に検討して決定する。

# (1) 災害時

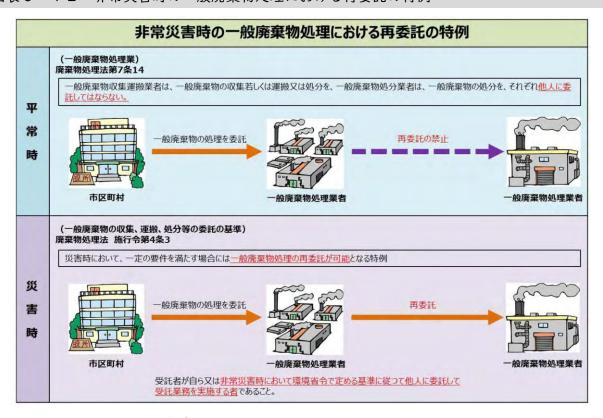
# 【処理·処分】

- 選別・破砕や焼却等の中間処理を行い、再生利用、最終処分を行う。中間処理、最終処分は可能な限り既存の処理施設で行う。公共の処理施設で処理できないものについては、民間事業者に処理を委託する。
- 混合廃棄物や廃棄物を含んだ土砂等は、必要に応じて仮設処理施設を設置して、選別・破砕等の中間処理を行った後、必要に応じて試験焼却等を行い、既存の処理施設で処理を行う。 仮設処理施設及び二次仮置場設置に係る仕様作成・設計・積算を行い、処理業務を発注する。
- 片付けごみなどの処理先が不足する場合は、民間の産業廃棄物破砕処理業者に処理を委託するか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)に支援を要請する。

### 【災害時の再委託】

○ 非常災害時においては、一般廃棄物の収集、運搬、処分等について、一定の要件を満たす場合には「一般廃棄物の再委託」が可能となる。

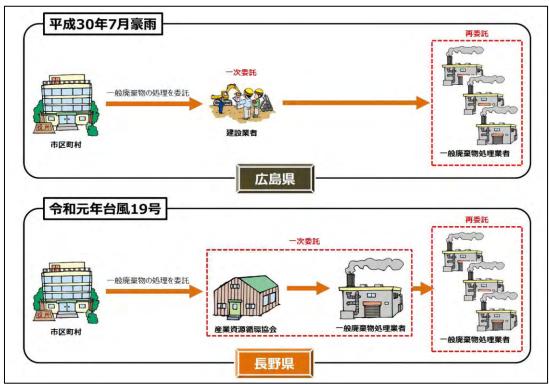
# 図表6-12 非常災害時の一般廃棄物処理における再委託の特例



出典:「災害時に発生する廃石膏ボードの再生利用について」(令和3年3月 環境省 環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室)

- 市で処理を行う場合の例を以下に記載する。
  - ・糸魚川市⇒○○建設(一般廃棄物の処理を委託)⇒○○建設⇒○○株式会社(市から委託 された○○建設から○○株式会社(一般廃棄物処理業者)に再委託)
  - ※平常時の再委託は禁止されているが、災害時においては再委託が特例で認められている。
- 過去に発生した災害において、被災自治体が再委託した事例を下記に示す。

# 図表6-13 被災自治体における再委託の事例



出典:「災害時に発生する廃石膏ボードの再生利用について」(令和3年3月環境省 環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室)

### 【再生利用】

○ セメント原燃料や建設土木資材、バイオマスボイラー\*用燃料等の再生利用先を確保し、その受入条件に適合するように災害廃棄物を前処理する。なお、処理した資材が活用されるまで仮置きするための保管場所を仮置場内に確保する。

# ※バイオマスボイラー

…主に木くずを燃料としたボイラーである。熱や蒸気を利用する工場や発電のために設置されている。災害廃棄物処理においても木くずの利用先として重要である。

### (2) 平時

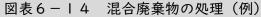
#### 【廃棄物の種類毎の処理方法の検討】

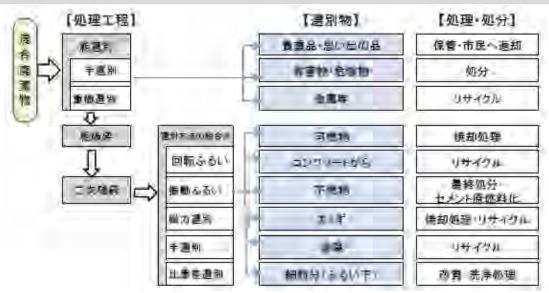
- 可能な限り再生利用することを基本とし、廃棄物(選別後)の種類毎に処理方法を検討しておく。
- 焼却処理、最終処分は可能な限り既存の処理施設で行う。公共の処理施設で処理できないも のについては、民間事業者に処理を委託したり、県を通して県内や県外での処理を要請する。

○ 発災後に市施設での受入可否を周知・広報できるよう、平時より災害廃棄物の受入条件(直接搬入の可否・受入対象物等)について検討する。

# 【参考Ⅰ】混合廃棄物の処理(例)

- 混合廃棄物は、可燃物、不燃物、細かいコンクリート片、土砂、金属等を含むため、できるだけ選別することで再生利用を図る。また、危険物や思い出の品等を含むこともあるため、これらに留意して処理を行う。
- 図表6-I2のように重機による選別・手選別の他、複数の破砕・選別工程で処理する。混合廃棄物の性状に応じて適切な選別方法を選択する。





出典:「東日本大震災により発生した被災3県(岩手県・宮城県・福島県)における災害廃棄物等の処理の記録」(平成26年9月、東北地方環境事務所)



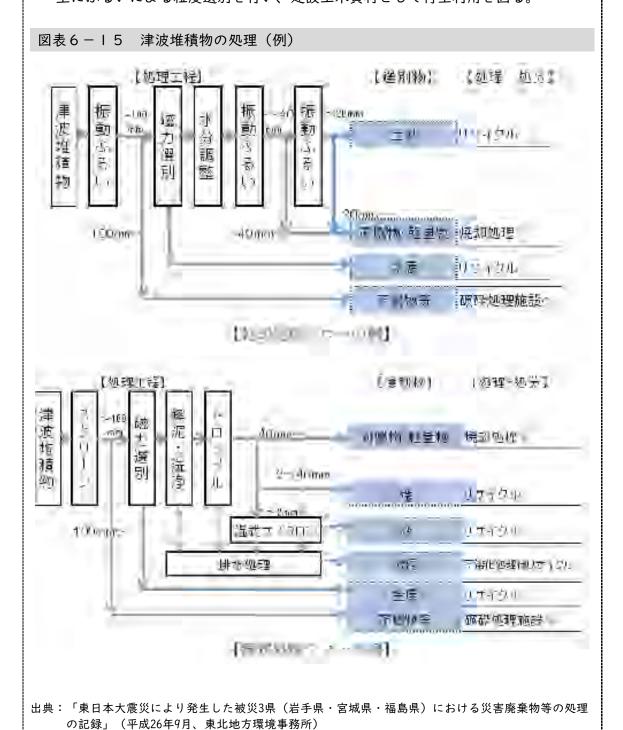
仮設施設内の手選別工程 (宮城県岩沼市、平成 25 年 2 月)



可燃物の貯留ヤード (宮城県石巻市、平成 25 年 6 月)

【参考2】多量の土砂や汚泥を含む災害廃棄物に関して(津波堆積物の例を参考とした 処理)

- 大規模な土砂崩れなどで発生する、多量の土砂や汚泥を含む災害廃棄物処理については、津波堆積物の処理に関する例を参考とする。
- 津波堆積物は、土砂・泥状物とともに陸上に存在していた様々なものを巻き込んだ性状である。金属類・可燃物等を選別し、ふるいによる粒度調整を行う乾式処理が基本であるが、処理前に津波堆積物の重金属等を分析し、汚染が認められたものは湿式洗浄を加えた湿式処理を行う。含水率が高い場合は、改質剤を添加する等して主にふるいによる粒度選別を行い、建設土木資材として再生利用を図る。



図表6-16 廃棄物(選別後)の種類毎の処理方法の考え方

 種類	処理方法の考え方
木くず	○破砕処理や焼却処理をする。
	○ 家屋の柱や倒木は、リサイクル材としての価値が高いため、極力リサイクル
	に努める。
	○ 合板くずや小片木くずは、サーマル原料等により極力リサイクルに努める。
	○ 木くずを破砕すると、発酵して品質が劣化するため、長期間保存ができない。
	破砕しない(嵩張る)状態で保管するためのストックヤードの確保が必要で
	ある。
	○ 再生利用先の受入条件の調整が必要である。
	○ 木くずは、水に濡れると腐敗による悪臭が発生し、リサイクルが困難となる
	場合があるため、保管の方法や期間には注意が必要である。
コンクリート	○ 破砕処理を行う。
がら等	○ 極力土木資材としてのリサイクルに努める。
	○ コンクリートがらは路盤材等としてリサイクルできるが、路盤材の需要を上
	回る量のコンクリートがらを処理すると、路盤材としてすぐに利用できない。
	路盤材としてすぐに利用できない場合は、コンクリートがらを仮置場で保管
	する。
	○ ガラス・陶磁器くず:極力土木資材としてのリサイクルに努める。リサイク
	ルできないものは埋立処分する。
	○スレート板:石綿が含有されているおそれがあるため、シート掛け等して石
	綿が飛散しないように保管する。リサイクルできないものは埋立処分する。
	○ 土砂混じりがれき:ふるい選別等により土木資材、セメント原料としてのリ
	サイクルに努める。
金属くず	○ 有価での売却を基本とするが、選別が困難である等によりリサイクルできな
	いものは埋立処分する。
可燃物	○ 布団・カーペット類:切断後、焼却処理を行う。水分を含んだ布団は、破砕 が難しく燃えにくいため、乾燥等を行う。※悪がある。
	が難しく燃えにくいため、乾燥等を行う必要がある。
	│ ○ プラスチック類:極力セメント原燃料等にリサイクルし、リサイクルできな │ いものは焼却処理する。
 不燃物	○ 破砕選別、磁力選別、手選別等により選別の精度を向上し、極力リサイクル
117/1/12/	に努め、残さは埋立処分する。
	○ 瓦:屋根瓦は、高い透水性があり、砂利等へリサイクルできる。処分費用及
	び環境負荷を低減できることから、極力リサイクルに努める。リサイクルで
	きないものは埋立処分する。
	○ 水害で発生する腐敗性廃棄物は、汚水を含み重量が増加する。水に濡れると
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	腐敗による悪臭が発生するため、優先的に処理を行う。
	○ 畳:仮置場から優先的に搬出後に切断等を行い、セメント原燃料等にリサイ
	クルする。リサイクルできないものは焼却処理する。水に浸かった畳は、発
	酵し火災が発生するおそれがあるため、仮置場内での保管に注意し、優先的
	に搬出する。
	○ 食品: 食品·飼肥料工場等から発生する原料及び製品等は、所有者が優先的に
	焼却等の処理を行う。

種類	
-砂 ○津波堆積物:ふるい選別等により土木資材、セメント原料としての	リサイク
は波堆積物 ルに努める。	
家電製品 ○ エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の 4 品目	は、家電
リサイクル法に従い、引き取り業者へ引き渡すことを原則とする。	4 品目以
外の電気製品については、破砕して金属等のリサイクルに努める。	
○ 水害で発生する泥が付着した廃家電製品は、リサイクルが困難とな	る場合が
あるので、洗浄等することでリサイクルに努める。	
﴿自動車等 ○ 災害発生後、現地調査を行い「調査日時」「被災場所」「車両番号」「耳	自台番号」
等を記録し写真撮影を行う。	
○ 記録後、一定期間後に仮置場に移動することを記載した張り紙を貼	り所有者
から移動してもらうよう促す。	
○ 廃自動車は自動車リサイクル法に従い、「所有者」が「引き取り業者	」へ引き
渡すことを原則とする。	- 1 >+ 40
○ 所有者が確認できない(または撤去を促す張り紙を一定期間掲示し がいなない) 対似を制まれ、 古ずまのの (5円間も初)円 は殺乱を(5)	
がとれない)被災自動車は、市で専用の仮置場を設置し移動を行う。	(質用は
市負担)	
│ ○ 仮置場に移動後、所有者・使用者の情報確認・公示を行う。 │ ○ 被災自動車の損傷が激しく車両番号と車台番号の両方がわからない	担人は
市で所定の届出書を作成し公益財団法人 自動車リサイクル促進	
(JARC)に申請後処理を行う。	
○ 所有者等から連絡がなく、公示から6か月を経過しても返還できな	い場合
「所有権は市町村に帰属」する。(災害対策基本法第64条第6項)	V 730 LL (
<ul><li>○ 引取業者への引渡し(入札)は、自動車リサイクル法に基づく引取</li></ul>	業者であ
ること及び許可を受けた解体業者であることを入札参加条件とする	
○ 所有権が放棄されたもの、番号不明の被災自動車は引取業者に引渡	し、自動
車リサイクル法に則り処理を行う。	
〇 特定再資源化等物品(フロン類等)の処理費用については、資金	管理法人
(JARC)の預託金から支払われる。	
○ 被災自動車は、通常の使用済自動車に比べ運搬費用がかかるととも	に、得ら
れる部品及び金属資源としての価値が低下し、再資源化預託金を充	てて行う
再資源化等の範囲外で追加費用が必要となり、取引価格は通常より	
る傾向がある。そのため被災自動車が有価であったとしても、市の	費用負担
が発生する可能性があることに留意が必要。	
14/1/4 £1 ± 0 m m 1 = 1	
被災自動車の処理についての問い合わせ先	0202
│ 公益財団法人 自動車リサイクル促進センター(JARC) 03-5733-	8302
出典:「被災自動車の処理に係る手引書・事例集」を元に一部加筆・修正	
(令和3年1月、公益財団法人 自動車リサイクル促進センター)	
船舶 ○ 所有者が専門の事業者に依頼し、極力リサイクルに努める。	
「害廃棄物 ○ 農薬・化学薬品、石綿含有廃棄物、感染性廃棄物等は分別して保管	し、専門
の事業者で処理を行う。	
○ PCB 廃棄物は、PCB 特別措置法に従い、保管事業者が適正に処理を行	<u>テう。</u>

種類	処理方法の考え方
その他処理が	○ 危険物:消火器、ガスボンベ類、油類は、分別して保管し、専門の事業者で
困難な廃棄物	処理を行う。
等	○ マットレス・ソファ類:切断後、金属の回収、焼却処理を行う。
	○ 石膏ボード:汚れがないこと、板状であること(製造番号等が識別できるこ
	と)が受入要件であり、仮置場において雨等で濡れないよう保管して、石膏
	ボード原料とする。汚れ・水濡れ等のものは埋立処分する。
	○ 太陽光発電設備 (家庭用):感電に注意して取扱う。金属等のリサイクルに努
	める。
	○ 漁網:漁網にはおもりに鉛等が含まれていることから、分別して破砕・焼却
	処理や埋立処分を行う。
	○ 混合廃棄物:可燃物、不燃物、細かいコンクリート片、土砂、金属等を含む
	ため、できるだけ選別処理することでリサイクルに努める。

# 【既存処理施設における災害廃棄物の処理可能量の推計】

○ 既存処理施設(公共)の災害廃棄物の処理可能量は、図表6-I3に示すとおりである。 なお、災害廃棄物の処理可能量の推計方法については巻末資料を参照のこと。

# 図表6-17 既存処理施設の災害廃棄物の処理可能量

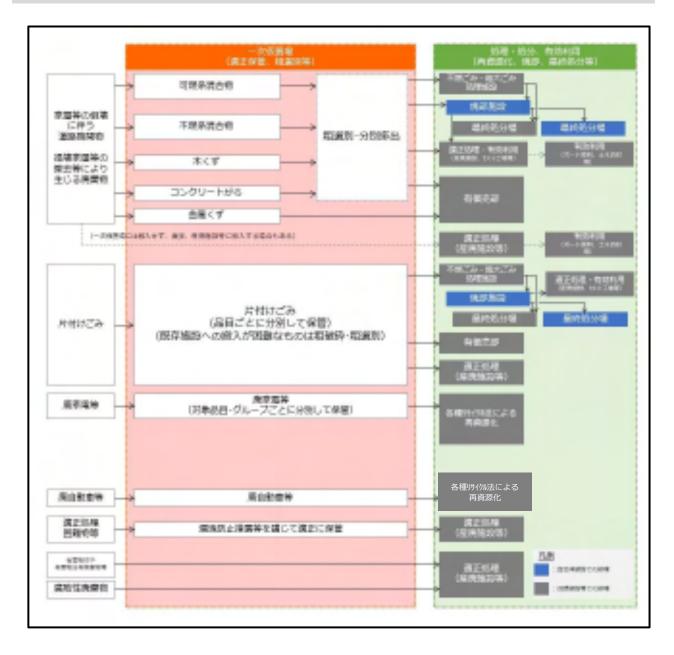
区分	施設名称	処理可能量又は残余容量
焼却施設	糸魚川市清掃センターごみ処理施設	約3トン/日
最終処分場	糸魚川市一般廃棄物最終処分場	6,000m <sup>3</sup>

<sup>※</sup>焼却施設及び粗大ごみ処理施設は処理可能量を、最終処分場は残余容量を示す。

# 【処理フローの検討】

○ 上記で検討した処理方法に基づき、処理フローを作成する。

# 図表6-18 災害廃棄物の処理フロー



災害規模が大きく災害廃棄物量が想定よりも多かった場合や被害が深刻な場合等については、県 と協議の上、二次仮置場の設置を検討する。

# 第6節 適正処理が困難な廃棄物等への対応

生活環境の保全及び作業環境安全の観点から、適正処理が困難な廃棄物は他の災害廃棄物と分けて収集し、専門機関、専門処理業者へ委託して適正に処理する。また、発災後に環境省から発出される事務連絡等を参考にして適切に対応する。

図表6-19(1) 適正処理が困難な廃棄物の処理方法の例

項目	想定される処理ルート・留意点等
PCB	処理ルート
	行う。
	○ 低濃度 PCB 廃棄物(低濃度 PCB 含有廃棄物、微量 PCB 汚染廃電気機器等)は、
	廃棄物の種類に応じて、無害化処理認定事業者又は県知事が許可する産業廃
	棄物処理業者と契約して搬送・処理を行う。
	※詳細は「ポリ塩化ビフェニル(PCB)使用製品及び PCB 廃棄物の期限内処
	理に向けて」(環境省・経済産業省」を参考とする)
	保管における留意点
	○ PCB 含有の有無が確認できない場合を含め、回収後に他の廃棄物が混入しな
	いよう区分する。
	○ 屋内保管、密閉容器内保管又はビニールシートで覆う等、飛散・流失・地下
	浸透しないような対策を施して保管する。
	○ 地震等で転倒しないように配慮する。
石綿含有廃棄	処理ルート
物等	○ 回収した石綿含有廃棄物等は、プラスチックバッグやフレコンバッグで、二
	重梱包や固形化により飛散防止措置を行ったうえで、管理型最終処分場にお
	いて埋立処分、あるいは溶融による無害化処理を行う。
	   取り扱いにおける留意点
	○ 廃石綿等については、特別管理産業廃棄物処分業者に引き渡すに当たり、固
	形化、薬剤による安定化後、耐水材料による二重梱包を行う。
石膏ボード	処理ルート
	 ○ 管理型最終処分場にて最終処分する。
	○ 中間処理により石膏粉と紙くずに分離し、石膏粉を再資源化、紙くずを焼却
	する。
	留意点
	<del>□ ▽ 灬</del>   ○ 建築物に使用されている石膏ボードの中には、石綿、砒素、カドミウムとい
	った有害物質が含まれる製品が一部存在するため、発覚した際は適切に処理・
	処分し、必要に応じて環境モニタリングを実施する。

# 図表6-19(2) 適正処理が困難な廃棄物の処理方法の例

項目	想定される処理ルート・留意点等
ガスボンベ	処理ルート
	○ 容器の記載から、ボンベの所有者が確認できる場合は、そのガス会社に連絡し
	て引き取ってもらう。
	○ 文字が消える等所有者が確認できない場合は、一般ガスであれば新潟県高圧ガ
	ス保安協会へ、LPガスについては一般社団法人新潟県LPガス協会へ連絡し 回収方法を確認する。
	日代カムと単語がする。
	留意点
	○ 取扱いにおいて、ボンベの破裂に注意する。
消火器	処理ルート
	○ 一般社団法人日本消火器工業会「消火器回収システム」加盟販売店における消
	火器取扱窓口に処理業者を聴取し、引渡すことでリサイクルを行う。
	留意点
	□ 問合せや特定窓口の照会に、(株)消火器リサイクル推進センターが対応しても
	らえるよう、平時より協議・調整しておく。
	○ 被災後に発生する消火器のうち、一時的に泥中に埋まっていた消火器は使用時
	に内圧が詰まり破裂の危険性がある。
	○ エアゾール式消火具や外国製消火器は消火器回収システムの対象外となるた は、スプレーな策と同様に加盟する。
	め、スプレー缶等と同様に処理する。 処理ルート
カロイイ	<u>ペキル  </u>   ○ 農家へ提供する。
	○ セメント工場で焼却焼成する。
	○ 管理型最終処分場で埋立処分する。
	○ コンクリート固化等の後、最終処分する。
	保管における留意点 ○性質上、窒素、リン、カリウムの含有が多く、溶出防止策として遮水性フレコ
	→ ンバッグ等に入れて保管等を行う。
 廃畳	処理ルート
	○ 民間リサイクル施設で再生プラスチック燃料(RPF)として再生する。
	○ 選別後に可燃物として処理する。
	○ 発電燃料へリサイクルする。
	○ セメント原燃料とする。
	保管における留意点
	<u>                                    </u>
	○破砕・選別や積み上げが困難であることから、仮置場を広く占有することがあ
	るため、可能な限り十分なスペースを確保する。

# 図表6-19(3) 適正処理が困難な廃棄物の処理方法の例

項目	想定される処理ルート・留意点等
水産系廃棄物	<ul><li>処理ルート</li><li>○ 埋立</li><li>○ 埋設保管</li><li>○ 焼却</li></ul>
	保管における留意点 ○ 仮置場で腐敗することにより、ハエや蚊・ネズミが大量発生するため、災害時の廃棄物の山に殺虫剤・殺鼠剤や消石灰を散布する等の対策が必要である。 ○ 悪臭防止及び雨水による発酵を抑制するためにキャッピングシートを設置する場合がある。 ○ 埋設保管は、特に悪臭防止対策を重視し、プラスチック類等のこん包物を選別除去後、「腐敗した魚介類の悪臭防止対策について(公益社団法人におい・かおり環
	は協会)」等を参考に実施する。 ○ 水産系廃棄物から大量の汚水が発生し、浸出水処理施設の処理能力を大幅に超える場合もあるため、埋立処理に当たっては、浸出水処理設備の能力を勘案する必要がある。
感染性	処理ルート
廃棄物	<ul><li>○ 焼却</li><li>○ 溶融</li><li>○ 高圧蒸気滅菌又は乾熱滅菌</li><li>○ 肝炎ウイルスに有効な加熱又は薬剤による消毒</li><li>○ 他法令に規定する感染性病原体に有効な方法による消毒</li></ul>
	<ul> <li>収集運搬における留意点</li> <li>○「感染性廃棄物」等と記されている容器、又は、バイオハザードマークのついた容器は、容器をそのまま保管場所へ運搬する(容器を破損しないような方法で収集運搬する)。</li> <li>○注射針、点滴用の針、メス等の鋭利なものの取扱いについては、手等を傷つけないように注意し、堅牢な容器、耐久性のあるプラスチック袋、フレコンバッグ等の丈夫な運搬容器に入れて運搬する。</li> </ul>
	保管における留意点 ○保管場所には、感染性廃棄物の保管場所である旨表示する。 ○屋根のある建物内で保管するか、屋内の保管場所が確保できない場合には、防水性のビニールシートで全体を覆う(底面を含む)等、直射日光を避け、風雨にさらされず、感染性廃棄物が飛散、流出、地下浸透、腐食しないよう必要な対策を講じる。 ○他の廃棄物等が混入するおそれがないよう、仕切りを設ける等の必要な措置を講じる。 ○感染性廃棄物は、焼却等の滅菌できる方法で処理することとなっているため、当該感染性廃棄物の適正な処理が可能となるまで保管する。

# 第7節 損壊家屋等の撤去等

## (1) 災害時

# 【通行の支障や倒壊の危険がある建物等の撤去】

○ 損壊家屋等は私有財産であるため、その撤去・処理・処分は原則として所有者が実施する。 しかし、通行上の支障や現地調査による応急危険度判定の結果、倒壊の危険がある建物については、所有者の意思を確認した上で、原則全壊のものを撤去する。なお、公共施設や大企業の建物の撤去についてはそれぞれの管理者の責任で実施する。

# 【体制の構築】

- 損壊家屋の撤去等には、設計・積算・現場管理等の知識が必要となることから、土木・建築 職を含めた体制を構築する。
- 損壊家屋等の撤去等は、事業者に業務委託する。

# 【申請方法の広報、申請窓口の設置】

○ 損壊家屋の撤去等に係る申請方法を被災者に広報し、可能であればり災証明の発行拠点に損壊家屋等の撤去等申請窓口を設置する。

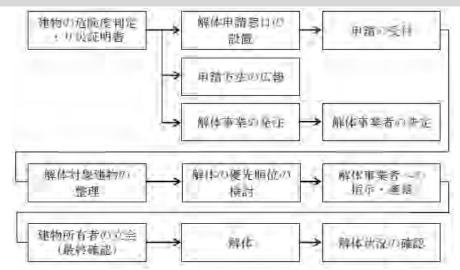
# 【損壊家屋等の解体】

- 〇 災害の状況に応じて示される国の方針に基づき、損壊家屋の撤去又は解体を行う。過去に阪神・淡路大震災や東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第15号・第19号において、国が特例の財政措置を講じ、半壊以上の建物の解体についても国庫補助の対象となった事例もある。
- 損壊家屋の撤去等の実施に当たっては、建物所有者の立会いを原則とする。
- 建物内に残存する貴重品や思い出の品等については、撤去等の前に所有者に引き渡す。
- 台帳等を利用して石綿の使用情報や危険物の混入状況等について、損壊家屋等の所有者等から情報を集約し、損壊家屋等の解体や災害廃棄物の撤去を行う関係者へ周知して、関係者へのばく露を防ぐ。
- 石綿については、大気汚染防止法、災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改定版)に基づき、適正に取扱うよう解体業者に対し指導を徹底する。
- 高圧ガスボンベ(LP ガス等)、フロン類が使用されている機器、太陽光発電設備、大型蓄電 池等についても、損壊家屋等の撤去又は解体や災害廃棄物の撤去を行う関係者へ注意を促す。

### (2) 平時

- 財政部局や建設部局等と連携して、り災証明、解体申請、解体事業発注、解体状況の確認等 についての手順や手続きを整理するとともに、庁内の連携体制を整える。
- 損壊家屋等の撤去等の実施に当たっては、損壊家屋等の権利関係や正確な延べ床面積の把握 等が必要となるため、り災証明書の発行業務と連携した体制を検討しておく。
- 石綿の使用状況について、公共施設の管理者等から情報を収集する。

図表6-20 損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)を行う場合の手順例



出典:「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き」(平成30年3月、環境省東北地方環境事務所・関東地方環境事務所)

図表6-21 石綿の飛散防止に関する注意点

木造	○ 結露の防止等の目的で吹付け材を使用している場合があるため、木造建築物においては、「浴室」「台所」及び「煙突回り」を確認する。
	○ 非飛散性であるが、屋根・天井・壁の成型板も確認する。
鉄骨造	○ 耐火被覆の確認を行う。
	○ 書面検査で石綿の不使用が確認されない場合、耐火被覆が施工されていれば鉄骨
	全面に施工されている可能性が高いので、棒等を使用して安全に配慮して試料採
	取・分析確認を行う。
鉄骨・鉄筋	○ 機械室(エレベータ含む)、ボイラー室、空調設備、電気室等は、断熱・吸音の
コンクリ	目的で、石綿含有吹付けの施工の可能性が高いので確認する。
ート造	○ 外壁裏打ち、層間塞ぎ、パイプシャフト、エレベータシャフト、最上階天井裏等
. ~	も注意する。
建築設備	○ 空調機・温水等の配管、煙突等の保温材・ライニング等を可能な範囲で把握する。

出典:「災害廃棄物対策指針」より作成







石綿含有スレート波板(屋根・外壁)

出典:「目で見るアスベスト建材(第2版)」(平成20年3月、国土交通省)

# 第8節 処理業務の進捗管理

### (1) 災害時

### 【計量等の記録】

- 災害廃棄物の仮置場への搬入・搬出量を車両の台数や計量器で計量し、記録する。また、解体家屋数、処分量等を把握し、進捗管理を行う。(図表6-I8)
- 災害廃棄物を仮置場から搬出する際は、管理伝票を用いて処理量、処理先、処理方法等を把握する。

# 図表6-22 記録の種類

仮置場の搬入・搬	○ 搬入・搬出重量及び車両台数、種類別・積載量、発生元の地域、搬出先等	
出における記録	○ 車両   台毎の写真、日毎の作業員数・施工状況写真	
	○ 災害廃棄物の集積面積・高さによる推計量の変化	
処理における記録	○ 種類別処理方法別(焼却、リサイクル、最終処分)の処理前・処理後の数	
	量	

# 【処理の進捗管理】

○ 処理の進捗管理に係る人員が不足する場合は、事業者への進捗管理業務の委託を検討する。 県は、本市から報告を受け、災害廃棄物処理の進捗状況を把握する。

# 【災害報告書の作成】

- 災害廃棄物の処理と並行して、災害廃棄物処理に係る国庫補助(災害等廃棄物処理事業費補助金、廃棄物処理施設災害復旧事業)申請の準備を行う。
- 〇 申請の準備を行うために、「災害関係業務事務処理マニュアル(自治体事務担当者用)」(平成26年6月)を熟読する。
- 補助金の事務を円滑に進めるために、災害廃棄物の数量や仮置場の写真、作業日報(作業日、作業者数、重機種類・台数、運搬車両種類・台数等を記載)、事業費算出の明細等を整理する。
- 災害廃棄物処理に係る国庫補助の事務について必要な知識を有する職員を配置する。

# (2) 平時

○ 災害廃棄物処理に係る国庫補助申請で必要となる報告書の作成等について、必要な知識の習得に努める。

# 第7章 災害廃棄物対策の推進・計画の進捗管理

平時から災害廃棄物処理に係る備えを進め、県・他市町村・事業者・市民の連携により災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を通じて早期の復旧・復興につなげるとともに、環境負荷の低減、経済的な処理を実現する。

# (1) 災害廃棄物処理計画による実行性の向上

- 本計画を通じて庁内及び県、他市町村、事業者、市民とともに災害への備えの重要性を共有し、それぞれの行動につなげるよう働きかける。
- 災害廃棄物処理に関連して BCP を策定し、災害時の行動の強化を図る。

# (2) 情報共有と教育・訓練の実施

- これまでの災害廃棄物処理の経験を継承し、経験を活かしていくことで、今後の災害廃棄物 処理に係る対応力の向上につなげる。
- 県、他市町村、事業者等の関係者との情報共有・コミュニケーションを図り連携を強化する とともに、目的に応じた効果的な教育・訓練を定期的に実施する。

#### (3) 進捗管理・評価による課題の抽出

- 災害廃棄物処理に備えた体制を構築していくため、県や事業者その他の関係機関・関係団体との連絡を密にする。教育・訓練履修者の数や仮置場の候補地の選定等の進捗状況を毎年確認するとともに、県等と課題を共有し、評価・検討を通じて対応能力の向上を図る。
- 災害時の初動期から復旧・復興期までの行動を記録し、災害廃棄物処理における課題の抽出を行う。

#### (4) 災害廃棄物処理計画の見直し

○ 本計画の実行性を高めるため、下記に該当する場合は、計画の見直しの必要性を検討し、適 宜改定を行う。

# 【本計画の見直しを行う場合】

- 地域防災計画や被害想定が修正された場合
- 関係法令(災害対策基本法、廃棄物処理法等)や関連計画、対策指針が改正された場合
- 災害廃棄物処理の教訓や課題、対策事例等の情報を収集し、改善点が見られた場合
- 教育・訓練を通じて、本計画の内容に改善点が見られた場合
- 災害廃棄物処理に関する市町村間の協定や事業者との協定等の内容及び実効性を確認し、見直しが必要と判断された場合
- その他本計画の見直しが必要と判断された場合